

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 4 月 5 日 (火) 第300号の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 公 安 委 員 会 告 示

- 道路交通法に定める鹿児島県公安委員会が行う業務委託に関する認定基準の一部改正 (免許管理課取扱い) 1

## 公 安 委 員 会 告 示

### 鹿児島県公安委員会告示第35号

平成25年 1 月11日鹿児島県公安委員会告示第 2 号 (道路交通法に定める鹿児島県公安委員会が行う業務委託に関する認定基準) の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 5 日から施行する。

令和 4 年 4 月 5 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 (1)アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

1 (1)イ中「第75条第 1 項」を「第119条の 2 第 1 項第 3 号」に改める。

2 の表安全運転管理者等講習 (法第108条の 2 第 1 項第 1 号の講習をいう。以下同じ。)の項の前に次のように加える。

認知機能検査 (法第97条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 5 号, 法第101条の 4 第 2 項又は法第101条の 7 第 1 項の規定に基づく検査をいう。以下同じ。)	検査を行うために必要な施設及びその他の設備を有し、また、当該施設等は高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性が確保されていること。
運転技能検査 (法第97条の 2 第 1 項第 3 号又は法第101条の 4 第 3 項の規定に基づく検査をいう。以下同じ。)	1 検査に使用する所要の普通自動車を必要数準備できるとともに所要の録画装置等、映像再生機材を準備できること。 2 検査を行うために必要なコースその他の設備を有すること。

2 の表更新時講習 (法第108条の 2 第 1 項第11号の講習をいう。以下同じ。)の項中「又は特定失効者」を「, 特定失効者又は特定取消処分者」に改める。

3 の表免許関係事務の項中

「 2 認知機能検査については、運転免許に係る講習等に関する規則 (平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号) 第 4 条第 2 項に規定する者を必要数配置できること。 を 」

- 「
- 2 認知機能検査については、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第1号に規定する者を必要数配置できること。
  - 3 運転技能検査については、運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号に規定する者を必要数配置できること。
- 」

に改める。

3の表停止処分者講習の項中「第5条第2項第3号及び第4号」を「第4条の2」に改め、同表更新時講習の項中「又は特定失効者」を「，特定失効者又は特定取消処分者」に改め、同表高齢者講習の項中「第4条第1項第2号及び第2項第3号」を「第3条の2」に改め、同表違反者講習の項中「第16条」を「第14条」に改める。